平成２８年（フ）第６７９号
千葉県市原市五井11番地１　クレストⅡ101号
債務者　岩澤　和弘
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９５号
千葉県船橋市新高根３丁目17番４号　アルカディア新高根101号
債務者　森田　昌伸
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第６９６号
千葉県市原市千種１丁目７番地２　パークハイツＢ－201
債務者　山口　晴夫
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第７０３号
千葉市緑区あすみが丘４丁目26番地６
債務者　髙星　幸男
1　決定年月日時　平成28年８月25日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
千葉地方裁判所民事第４部破産再生係

平成２８年（フ）第２９４号
川崎市川崎区藤崎２丁目18番７－404号　エコーグリーン藤崎
債務者　青木　一輝
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３１０号
川崎市川崎区日進町９－11、住民票上の住所東京都足立区日ノ出町27番４－306号
債務者　西野　勝博
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３３２号
川崎市高津区千年685番地１　コスモ武蔵新城グレイスコート　313
債務者　西之園竜之介
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３５８号
川崎市中原区新城中町３番10号　乃ぐ知荘２－２
債務者　花田　智子
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８０号
川崎市多摩区中野島５丁目２番９－101号　中野島多摩川
債務者　中米きみゑ
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第３８８号
川崎市中原区丸子通２丁目682番地　ジュネス若狭　302
債務者　岡田　浩彰
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０４号
川崎市幸区塚越４丁目328番地　第３平和荘
債務者　大高　浩紀
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４０５号
川崎市川崎区小田栄１丁目４番14―308号
債務者　鳴海　健一
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１４号
川崎市高津区下作延２丁目11番８号　飯田荘１、前住所川崎市高津区下作延４丁目28番67号　第１森武荘　１Ｆ－８
債務者　太田真奈美
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第４１５号
川崎市高津区二子６丁目11番10号　キドコロハイツ　103
債務者　長谷　　俊
1　決定年月日時　平成28年８月30日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２８年（フ）第８３８号
名古屋市瑞穂区苗代町25番15号　コスモハイム堀田403号
債務者　久保田勝則
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１１０５号
愛知県愛知郡東郷町白鳥２丁目14番地６
債務者　羽柴　裕子
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２８年（フ）第１２１９号
名古屋市天白区鴻の巣２丁目115番地　エレガンスタカネ302号
債務者　樋口　英史
1　決定年月日時　平成28年８月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成28年10月24日まで
名古屋地方裁判所民事第２部